

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立中央公園	所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	建設部 都市計画課

1 施設の概要														
設置目的	秋田空港を取り囲む騒音緩衝緑地帯として保全するとともに、雄大な自然環境を生かしたスポーツ、散策、休養、教育の場として整備されており、主として市町村の区域を超える広域的なレクリエーション需要を充足することを目的に設置。													
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プラン／基本政策2「生活環境」/目指す姿3「安らげる生活基盤の創出」/施策の方向性③「安らぎと潤いのある空間づくり」において、「都市公園の整備」が位置づけられている。成果指標は県立都市公園の利用者数													
設置年	1981年	経過年数	45年	目標使用年数	-	残年数	-	施設面積	133.2ha					
施設の設置状況	公園管理事務所、園地、園路、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等													
県内類似施設	[陸上競技場] ソユースタジアム(秋田市)、[テニスコート] 八橋テニスコート(秋田市)、[球技場] スペースプロジェクト・ドリームフィールド(秋田市)など					東北各県類似施設	[陸上競技場] 新青森県総合運動公園陸上競技場(青森県)、[テニスコート] 宮城県総合運動公園テニスコート(宮城県)、[球技場] 宮城県サッカー場(宮城県)など							
施設の基本的な方針(個別施設計画)	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	利用者の安全確保のため、建物の機能保全に必要な維持管理、修繕を行い施設を維持する。社会情勢の変化も踏まえ、公園内施設の集約等を含めた県立都市公園のあり方について検討する。												
料金制	利用料金併用制	主な料金設定		別添資料による										
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	9:00~17:00(12/29~1/3を除く)							
指定管理業務の内容	①維持管理(施設管理、植物管理) ②運営管理(利用受付、利用案内、広報広告、催事、運営協議会の設置等) ③法令管理(財産管理、許認可、賠償責任等)					自主事業の内容	ファミリー層をターゲットした利用促進事業「思い出作り隊(夏・秋・冬)」 新規利用者層開拓のための事業「中央公園ハルノ市(春)」 利用者サービス向上事業「FA・キャンプ場での販売・レンタル」など							
サウンディング実施対象	○	年間利用者数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	
			425,245	546,966	641,764	687,099	711,924		23,938	35,854	36,886	36,528	35,556	
収支決算(千円)	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析							
								年間利用者数	屋外施設を中心に天候不順やクマ出没による影響はあったものの、冬季の屋内施設利用が順調だったことに加え、大規模工事による施設の利用制限もなかった。また、自主事業としてシーズン毎のイベント開催やドッグランを設置するなど、来園者誘致に積極的に取り組んだことにより、前年度実績を上回った。					
	収入	利用料収入	23,938	35,854	36,886	36,528	35,556							
		指定管理料	154,565	154,565	154,565	154,565	154,565							
		その他収入	6,256	3,617	2,540	3,088	3,234							
		合計	184,759	194,036	193,991	194,181	193,355							
	支出	人件費	62,473	61,828	63,597	61,710	61,133	収支決算	前年度実績を下回った。理由については以下の2点。 ①大型連休中の天候不順によりフィールドアスレチックの利用者が減り、大幅な減収となった。また、秋の行楽シーズンに県内でのクマ出没が相次ぎ、屋外活動が敬遠されたことにより利用者が減少し減収につながった。 ②11月に公園内でクマの出没があったことから、利用者の安全確保のため屋外スポーツ施設夜間利用を取りやめざるを得なかった。					
		光熱水費	19,430	25,681	23,506	23,004	23,751							
		修繕費	2,122	3,943	3,869	4,039	3,687							
		委託料	68,381	69,268	71,048	73,370	71,302							
その他支出		30,811	28,735	27,025	27,949	27,800								
合計	183,217	189,455	189,045	190,072	187,673									
収支差	1,542	4,581	4,946	4,109	5,682									

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立中央公園	所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	建設部 都市計画課

2 <観点I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・ 施設の利用目標	-				
目標・実績	目標の内容	年間利用者数			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	504,000	489,000	504,000	令和7年度は陸上競技場公認のための工事が終了し年間を通して本競技場・補助競技場及び投てき場が利用可能であったことに加え、集客につながる取組を継続して実施したことにより目標を達成できた。
	実績	641,764	687,099	711,924	
	達成率	127.3%	140.5%	141.3%	
具体的な取組とその効果	ファミリーピクニックゾーンにドッグランを設置し同エリアへの活性化を図った。なお、このエリアはクマ出没に伴い一定期間(7/26~31、11/6~30)利用を制限していたが、前年度比で306人増加した。 また、令和6年度に引き続き実施した自主事業「中央公園ハルノ市」では、2日間で県内外から延べ8,000人（前年度比1,900人増）の来場があった。				
次年度の目標	目標の内容	年間利用者数 680,000人			
	設定の根拠	過去3年度にわたり60万人を超える利用があったことから、実態に即した利用目標を設定した。			
<観点I> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	天候不順やクマ出没による影響はあったものの、東北高等学校駅伝競走大会や東北中学校駅伝競走大会等の大規模大会が予定どおり開催されたことに加え、自主事業などの取組を実施したことにより目標を達成することができた。 また、クマ出没を抑制するため、大規模大会開催時に轟音玉使用など対策を行うなど、利用者の安全確保に努めた。		
	県所管課	A	各種大会の準備に対応するため公開時間を拡大するなど、利用者の増加に資する対応を実施しているほか、ドッグランの設置や自主事業の開催など利用者増加に向けた取組を実施しており、年間利用者の目標者数を達成している。		

3 <観点II> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度 の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	87.1	87.9	89.5	アンケート記載のご意見ご要望について可能な限り対応するよう心掛けた。
	具体的な取組とその効果	要望の寄せられたキャンプ場ウェブサイト予約について、既存サービスを導入することにより対応した。また、クマや蜂などに関する意見については利用者の安心につながるよう、大規模大会開催時の巡回強化や蜂の早急な駆除など目に見える対策を行った。			
<観点II> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	アンケート記載のご意見ご要望のほか、来園者から直接寄せられたご意見に対しても積極的な改善を図った。また、職員の気づきを施設環境の向上につなげるため所内での意見交換を実施し管理に反映させた。		
	県所管課	A	利用者の意見や要望に対し、迅速に対応しており、満足度80%を超える高水準を継続していることは評価できる。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立中央公園	所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	建設部 都市計画課

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	B
② 職員の勤務実績			事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	B	B
③ 職員の処遇等			職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
④ 施設等の適切な管理			事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	B
⑤ 備品の適切な管理			備品の紛失・損傷はないか 等	B	B
⑥ 個人情報の保護			個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
⑦ 安全・安心の確保			事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
⑧ 経費の低減・収入の増加			経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	B	B
⑨ 健全な経営			指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
サービス向上		① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	B
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	天候やクマ出没の影響を受け利用料金収入が前年度を下回ったものの、大会開催時は施設の開場時間を柔軟に変更するなどサービス向上に取り組んだほか、クマ対策への取組などをSNSに投稿するなど積極的に情報発信を行い公園の認知度向上に努めたことからA評価とした。		
	県所管課	B	管理運営体制及びサービス向上の各項目において、多くの項目で適正な基準を満たしており、全体として概ね順調かつ安定した管理運営が行われているものと評価する。一方で、日常的な保守管理や広報活動等においては、更なる質の向上や積極的な取組の余地がある。		

指定管理者制度導入施設評価票  
 評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立中央公園	所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	建設部 都市計画課

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	施策（基本政策）の成果指標である「県立都市公園の利用者数」については、県立中央公園を含む3公園の合計値が目標値を超えている。
施設運営の課題	施設の安定的・効率的な運営に当たっては、施設の老朽化やそれに伴う施設の使用中止が課題となっている。
今後の方向性	課題とする施設の管理については、施設の健全度調査を実施し、効率的に施設の改修を進めていく。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和●年度	施設の管理運営状況	-
	県の施策達成に向けた施設運営	-
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和●年度	指定管理者	-
	県所管課	-
対応方針の進捗状況 令和●年度	指定管理者	-
	県所管課	-

秋田県立中央公園の公園施設等を使用する場合の利用料

## 1 施設利用料

## (1) 県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド以外の公園施設

区分				利用料金の額				
				公開時間の 開始時刻か ら正午まで	正午から公 開時間の終 了時刻まで	公開時間外	1日	
県営野球場	貸切 使用	アマチュ アスポー ツに使用 するとき	平日	一般	1時間につき	410円	3,260円	
				学生・生徒・児童	1時間につき	310円	2,450円	
		土曜日・ 日曜日・ 休日	一般	1時間につき	610円	4,890円		
			学生・生徒・児童	1時間につき	460円	3,670円		
	その他の催物に使用するとき	平日	7,130円	10,900円	1時間につき 3,380円	18,030円		
		土曜日・日曜日・休日	19,150円	28,720円	1時間につき 8,980円	47,870円		
県営陸上競技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	9,880円	14,770円	1時間につき 3,080円	24,650円	
			学生・生徒・児童	4,630円	6,820円	1時間につき 1,430円	11,460円	
		その他の催物に使用するとき	平日	14,870円	22,200円	1時間につき 6,950円	37,070円	
			土曜日・日曜日・休日	39,320円	58,870円	1時間につき 18,410円	98,190円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
	県営補助陸上競技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	3,620円	4,940円	1時間につき 1,070円	8,560円
				学生・生徒・児童	1,730円	2,340円	1時間につき 510円	4,070円
			その他の催物に使用するとき	平日	5,400円	7,440円	1時間につき 2,410円	12,830円
				土曜日・日曜日・休日	13,450円	20,980円	1時間につき 6,460円	34,430円
貸切使用以外の使用		一般	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
県営球技場	貸切 使用	アマチュアスポー ツに使用するとき	一般	1面につき 7,380円	1面につき 12,170円	1面1時間につ き 2,440円	1面につき 19,560円	
			一般(大会準備のとき)	1面1時間につき	2,440円			
			学生・生徒・児童	1面につき 3,410円	1面につき 5,650円	1面1時間につ き 1,130円	1面につき 9,070円	
			学生・生徒・児童 (大会準備のとき)	1面1時間につき	1,130円			
	その他の催物に使用するとき	平日	1面につき 11,100円	1面につき 18,230円	1面1時間につ き 5,500円	1面につき 29,330円		
		土曜日・日曜日・休日	1面につき 31,880円	1面につき 46,550円	1面1時間につ き 14,710円	1面につき 78,430円		
		人工芝コート	平日	1面1時間につき	220円			

		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 450円				
	ハードコート	平日	1面1時間につき 110円				
		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 220円				
投てき場	貸切使用		1時間につき 620円				
アーチェリー場	貸切使用	一般	1,940円	2,900円	1時間につき 600円	4,840円	
		学生・生徒・児童	920円	1,430円	1時間につき 290円	2,340円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 260円	1人につき 260円			
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円			1人につき 510円
野球広場	貸切使用		1時間につき 410円				
			学生・生徒・児童 1時間につき 310円				
運動広場	貸切使用	天然芝	1面1時間につき 2,440円				
		人工芝	平日	1面1時間につき 3,000円			
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 4,000円			
フィールド・アスレチック	普通料金		一般	1人につき 430円			
			学生・生徒・児童	1人につき 220円			
	団体料金（20人以上の団体）		一般	1人につき 350円			
			学生・生徒・児童	1人につき 170円			
キャンプ場	宿泊	一般	1人1泊につき 300円				
		学生・生徒・児童	1人1泊につき 150円				
	日帰り	一般	1人につき 100円				
		学生・生徒・児童	1人につき 50円				
自転車モトクロス場	貸切使用		1時間につき 2,140円				
			学生・生徒・児童 1時間につき 1,020円				

備考

- この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 運動広場は天然芝1面、人工芝1面の全2面とし、貸切使用単位は1面毎とする。

(2) 県営トレーニングセンター

区分			利用料金の額			
			午前9時前	午前9時から午後5時まで	午後5時後	
県営トレーニングセンター	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき 710円		
			学生・生徒・児童	1面1時間につき 470円		
		その他の催物に使用するとき	平日	1面1時間につき 2,700円	1面1時間につき 1,830円	1面1時間につき 2,700円
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 7,280円	1面1時間につき 4,840円	1面1時間につき 7,280円
		貸切使用以外の使用	一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円
			学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 110円
	回数券 (6回券)		一般	1,120円		
			学生・生徒・児童	560円		
	トレーニングルーム		一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円

	学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 110円
回数券 (6回券)	一般	1,120円		
	学生・生徒・児童	560円		

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(3) 県営屋根付きグラウンド

区分				単位	利用料金の額	
県営屋根付きグラウンド	4月1日から10月31日までの間に使用する場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,220円
			学生・生徒・児童	550円		
		その他の催物に使用するとき	平日	23,430円		
			土曜日・日曜日・休日	29,440円		
	貸切使用以外の使用		一般	1人につき	220円	
			学生・生徒・児童		110円	
グラウンド	11月1日から翌年の3月31日までの間に使用する場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,430円
			学生・生徒・児童	650円		
		その他の催物に使用するとき	平日	23,430円		
			土曜日・日曜日・休日	29,440円		
	貸切使用以外の使用		一般	1人につき	220円	
			学生・生徒・児童		110円	

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 使用者が貸切使用をする場合で、アマチュアスポーツに使用するため4面を使用するときの利用料金の額は、3面を使用する場合の利用料金の額とする。

2 附属施設・設備利用料

区分	利用料金の額	
県営野球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	スコアボード	1日につき 2,900円
		1試合につき 960円
県営陸上競技場	屋内練習場	1時間につき 370円
	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	県営球技場	放送室
ロッカー		1回につき 100円
シャワー		1回につき 100円
スコアボード		1日につき 1,220円 半日につき 610円
県営庭球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
県営トレーニングセンター	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円

	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	いす	1脚1回につき	20円
県営屋根付きグラウンド	会議室	1時間につき	470円
	放送室	1時間につき	470円
	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	いす	1脚1回につき	20円
フィールド・アスレチック	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
キャンプ場	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	200円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいい、「半日」とは、公開時間の開始時刻から正午まで又は正午から公開時間の終了時刻までをいう。
- 3 県営陸上競技場の医務室を会議で使用する場合は、会議室と同額の利用料金とする。

3 器具利用料

区分	利用料金の額
移動式黒板	1台1時間につき 110円
バドミントンラケット	1本1回につき 260円
テニスラケット	1本1回につき 260円
卓球台	1台1時間につき 110円
ジェットヒーター	1台1時間につき 470円
その他の器具	1品目1単位1回につき 110円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 1回の使用に係るその他の器具の利用料金の合計額が10,000円を超えるときは、当該使用に係る利用料金の額は、10,000円とする。

4 照明・暖房利用料

区分			単位	利用料金の額		
				アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	
県営庭球場			1面1時間につき	660円		
県営トレーニングセンター	貸切使用	照明	1時間につき	全館使用	2,400円	3,250円
				4分の3使用	1,800円	2,440円
				2分の1使用	1,200円	1,620円
				4分の1使用	600円	810円
	暖房	全館使用	2,940円	3,870円		
		4分の3使用	2,210円	2,900円		
		2分の1使用	1,470円	1,930円		
		4分の1使用	730円	960円		
県営屋根付きグラウンド	貸切使用	照明	1時間につき	全館使用	4,600円	6,100円
				4分の3使用	3,450円	4,600円
				2分の1使用	2,300円	3,000円
				4分の1使用	1,150円	1,500円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。